

米子市民自治基本条例解説書

～ 市民が主体となったまちづくりをめざして ～



米子市

目 次

| | |
|----------------------------------|----|
| 用語の解説 | 2 |
| 前文 | 3 |
| 第1章 総則(第1条・第2条) | 4 |
| 第2章 市民の役割等(第3条・第4条) | 6 |
| 第3章 将来のまちづくりの担い手としての子ども(第5条・第6条) | 8 |
| 第4章 まちづくりの基本原則(第7条 - 第9条) | 10 |
| 第5章 身近な地域におけるまちづくり(第10条 - 第14条) | 13 |
| 第6章 市民のための市政運営 | 16 |
| 第1節 市民代表の役割(第15条・第16条) | 16 |
| 第2節 職員の役割(第17条) | 19 |
| 第3節 市民のための市政運営(第18条 - 第30条) | 20 |
| 第7章 国県等との連携及び協力(第31条・第32条) | 28 |
| 第8章 見直し(第33条) | 29 |
| 米子市民自治基本条例(全文) | 30 |

用語の解説

ここでは、この条例で使用する用語のうち、条例での定義はしませんが、共通の認識をしておく必要があるものについて解説します。

「市民」

この条例の「市民」とは、地方自治法（第10条）の「住民」と同じ意味であり、「米子市の区域内に住所を有する者」です。上位法である地方自治法の定義をそのまま使用するもので、現に住所を有していれば、住民票の有無や国籍を問いません。

【地方自治法】

第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

「まちづくり」

この条例の「まちづくり」とは、市民が、地域住民として、自らの暮らす地域について考え、自ら決定し、自ら責任をもって行うすべての活動と、それに加えて、そうした市民の意思に基づいて、市が行う都市機能の整備、サービスの提供などの活動を含めた米子市の地域づくりのあらゆる活動のことです。

「市政」

この条例において「市政」とは、市が行う都市機能の整備、サービスの提供など、まちづくりの内、市が担う活動のことです。

「身近な地域」

この条例において「身近な地域」とは、小学校区、又はそれよりも小さな自治会などの市民生活に深い関わりを持つ区域のことです。

「市」

この条例において「市」とは、地方公共団体としての米子市のことをいい、具体的には、市長、議会（議員）及び市職員（市長以外の事務部局の職員を含む。）を指しています。このため、条例中の「市民と市」という表現は、「市民、議会及び行政」という意味で用いています。

前文

私たちのまち米子は、大山の眺望・中海・日野川・皆生温泉・妻木晩田遺跡を始めとして、全国的にも誇ることのできる豊かな環境の中で、歴史・文化を育み、また、交通・経済の要衝として栄えてきました。私たちは、この米子を守り育ててきた先人たちの営みに感謝しながら、この素晴らしいまち米子を、子や孫の世代に引き継いでいく必要があります。

そのためには、私たち一人ひとりが、日常の暮らしの中で、まちづくりの主体であることを十分に自覚し、お互いに個人として認め合い、そして関わり合うことによって、お互いを支え合い、助け合っていくことが求められています。

今後も変わり続ける社会においては、しっかりと将来を見据え、市民と市とがお互いの役割を果たしてまちづくりを進めていかなければなりません。

私たちは、一人ひとりが主体となったまちづくりを推進していくために、ここに米子市民自治基本条例を定めます。

前文は、条例制定の目的や理由をより明らかにしようというものです。

前段では、米子市の豊かな自然や、素晴らしい歴史・文化、古くから山陰随一の商都として、経済や交通の要衝として栄えてきたというまちの成り立ちなどを改めて確認するとともに、これらの自然、文化などを残してくれた先人たちに感謝し、後世に引き継いでいかなければならないとしています。

中段では、そのためには、私たち市民一人ひとりが、まちづくりを担う存在であると自覚し、お互いに支えあい、助け合っていく必要があるとしています。

そして後段では、刻々と変化を遂げる現代社会において、その変化に惑わされることなく、市民と市のそれぞれが、しっかりと将来を見据え、適切な役割分担の下に力を寄せあって、市民一人ひとりが主体となったまちづくりを進めていくことが必要であり、そのためにこの条例を定めると結んでいます。

第1章 総則

総則とは、全体に共通して適用される根本的なきまりごとです。

この条例では、総則として、第1条（目的）、第2条（市民と市との協働）を定めています。



（目的）

第1条 この条例は、市民及び市がまちづくりを行っていく上での理念を定めることにより、市民が主体となったまちづくりを推進することを目的とします。

この条は、目的について定めています。

一般的に条例の目的規定は、制定目的をわかり易く表すもので、条例によって達成しようとするものが何かという理解をしやすくし、また、条文全般の解釈の拠り所としても位置づけられます。

この条例の目的は、「市民及び市がまちづくりを行っていく上での理念（共通の考え方、市民と市との役割分担など）を定めることにより、市民が主体となったまちづくりを推進する」こととしています。

条例という法規をつくることで、まちづくりの考え方を明らかにするとともに、こうした考え方を普遍的かつ基本的なものとして定着させようとするものです。

(市民と市との協働)

第2条 まちづくりの推進に当たっては、市民及び市は、適切に役割を分担するとともに、相互に責任を持ちながら、連携し、協力していくものとします。

この条は、まちづくりにおける市民と市との協働について定めています。

まちづくりの領域は、非常に広く、当然ながら、市民と市との役割分担が必要となります。ここでは、まちづくりについて、「市民と市とが、適切に役割を分担するとともに、相互に責任を持ちながら連携・協力していく」と、まちづくりを推進していくための基本的な考え方を定めています。

第2章 市民の役割等

この章では、市民の役割等として、第3条(市民の役割)、第4条(市民の責任)について定めています。



(市民の役割)

第3条 市民は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、お互いの自由と権利を尊重し、つながりを強め、支え合いながらまちづくりを進めるものとしします。

- 2 市民は、まちづくりに関心を持つとともに、参加するように努めるものとしします。
- 3 市民は、まちづくりに参加しないことによって、不利益を受けることはありません。

この条では、市民の役割について定めています。

最初に第1項では、「市民一人ひとりが、まちづくりの主体であることを自覚し、お互いの持つ自由と権利を尊重しつつ、つながりを強め、支え合いながらまちづくりを進める」としています。

ここで言う「自由と権利」とは、憲法によって保障される様々な自由と権利のことです。この条例では、まちづくりを、市民一人ひとりが持つ、自由と権利の行使の場だという認識に立ち、それをお互いに尊重するとしています。

次に第2項では、市民は、「まちづくりに関心を持ち、参加するように努める」としています。これは、前項の「市民一人ひとりがまちづくりの主体であることの自覚」を具体的に行動で示そうというものです。当然ながら、こうしたことは、誰かから押し付

けられるものではなく、一人ひとりの意思に基づくものです。

最後に第3項は、高齢、傷病、障がい、家庭・仕事の事情などの理由でまちづくりに参加できない市民に対して、不利益が生じることのないように配慮するものです。

(市民の責任)

第4条 市民は、自らの自由と権利を濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うものとします。

2 市民は、まちづくりの推進に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

この条では、市民の責任について定めています。

最初に第1項では、憲法の条文をそのまま引用し、市民は、「自らの自由と権利を濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」としています。これは、市民一人ひとりがまちづくりの主体であり、まちづくりが、それぞれが持つ自由と権利の行使の場であることから、それらを正しく行使する責任があるとするものです。

次に第2項では、「まちづくりの推進に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つもの」とし、前項の考え方をより具体的に規定しています。

【憲法】

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第3章 将来のまちづくりの担い手としての子ども

この章では、子どもを将来のまちづくりの担い手とし、第5条(子どもへの関わり)、第6条(子どもの成長のための環境づくり)について定めています。



(子どもへの関わり)

第5条 市民は、子どもが次世代のまちづくりを担う宝であることに鑑み、その成長に関わっていくように努めるものとします。

この条では、子どもへの関わりについて定めています。

この条例づくりのワークショップなどで寄せられた意見の中で多かったのが、子どもの育ちに関わるものでした。このことから、多くの市民が、子どもの育ちに大きな関心を寄せ、また、子どもこそが、まちづくりの将来を託すべき存在であると感じていることがよくわかります。この条例では、こうしたことから、子どもを、将来のまちづくりの担い手とし、その育ちに地域全体で関わっていくことを定めています。

条文では、子どもの存在について、「次世代のまちづくりを担う宝」という表現で、将来的にまちづくりの主体となることへの期待と、誰もが大切にしなければならない存在であることを明らかにしています。

(子どもの成長のための環境づくり)

第6条 市民は、子どもが健やかに育つための責任はまず家庭にあることを自覚し、すべての子どもたちが健やかに育っていくための環境づくりに努めるものとします。

2 市民及び市は、前項の環境づくりに当たっては、家庭、地域及び学校等の連携を大切にするとします。

この条では、子どもの成長のための環境づくりについて定めています。

最初に第1項では、市民は、「子どもが健やかに育つための責任が、まず家庭にあることを自覚し、すべての子どもたちが健やかに育っていくための環境づくりに努める」こととしています。

次に第2項では、このような環境づくりに当たっては、「家庭、地域及び学校等の連携を大切にする」として、それぞれが役割を認識し、連携しながら環境づくりを進めていくこととしています。

これは、子どもが、自らが育つ環境を選び、望むように整えることができない保護されるべき存在であることに鑑み、第5条に定める子どもへの関わりの一環として、市民と市とが、それぞれにおいて、子どもの育ちにふさわしい環境づくりに努めることとするものです。

【教育基本法】

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

【児童福祉法】

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第4章 まちづくりの基本原則

この章では、まちづくりの基本原則として、第7条(地域におけるまちづくりの原則)、第8条(市政への参加の原則)、第9条(情報共有及び活用の原則)について定めています。



(地域におけるまちづくりの原則)

第7条 市民は、地域における様々な活動に参加するように努めるものとします。

2 市は、必要に応じ、前項の活動に対し支援をします。

3 前項の規定により財政的な支援を受けた者は、適正にその資金を使用するとともに、その用途について、市民に対して説明するように努めるものとします。

この条では、地域におけるまちづくりの原則について定めています。

最初に第1項では、市民は、「地域における様々な活動に参加するように努める」としてしています。様々な活動とは、市民が、地域の住民として、自らの暮らす地域について自ら考え、自ら決定し、自ら責任をもって行うあらゆる活動のことです。

米子市では古くから、自治会やP Aをはじめとする地縁団体だけでなく、ボランティア、趣味やスポーツ、文化芸術、郷土芸能の保存の団体など、様々な団体が活発に活動してきました。こうした活動を通じて育まれる人と人とのつながりは、まちの魅力を生み出す大きな要素でもあります。この条例づくりのワークショップなどで寄せられた意見の中でも、「人と人とのつながり、地域における支えあい大切」という意見は非常に多く、この条例では、こうした活動への参加を、あらためてまちづくりの基本原則に据えるものです。

次に第2項では、前項の活動のうち、公益性が高い、あるいは公共課題の解消につながると認められるものについて、その活動の充実を図ることや、自立的な活動の定着を促すことなどを目的に、市が適切に支援を行うとしています。

最後に第3項では、前項により市から財政的な支援を受けた者の役割について定めています。こうした資金の源は公金であり、よりふさわしい用途で活用されなければなり

ません。支援を受けた者は、このことに留意しつつ資金を有効に活用するとともに、その資金の用途などについても、説明に努めることとしています。

(市政への参加の原則)

第8条 市民は、まちづくりの主体であるとの自覚の下に、市政に参加するように努めるものとします。

2 市は、市民が市政に参加しやすい環境づくりに努めます。

この条では、市政への参加の原則について定めています。

最初に第1項では、市民は、「市政に参加するように努める」としています。

市政とは、市が行う、都市機能の整備、サービスの提供などの活動のことです。これまでにも述べてきましたが、市民一人ひとりがまちづくりの主体であることをあらためて自覚し、自発的に行動していくことが求められています。

「努める」とありますが、もちろん強要されるようなものではなく、市民の自主性に委ねられるものです。

次に第2項では、前項を受けて、市は、「市民が市政に参加しやすい環境づくりに努める」としています。これは市が、市民に対して、様々な市民参加の機会を提供し、その環境を整えるという意味です。

市民参加の方法には、様々なものがあります。市政提案、市が主催する説明会や講演会への参加、議会や審議会・委員会の傍聴、審議会・委員会の委員への応募・参加、市民意見公募手続制度による意見の応募などがその例です。また、「広報よなご」、「よなご市議会だより」やホームページで情報を入手することも、広い意味での市民参加といえます。

(情報の共有及び活用の原則)

第9条 市民は、まちづくりに必要なそれぞれが保有する情報を提供し合い、これを共有し、及び活用していくものとします。

2 市民は、個人情報については、その保護及び活用の重要性について理解し、これを適正に取り扱うものとします。

3 市は、市民がまちづくりに必要な情報を入手しやすい環境づくりに努めます。

この条では、情報の共有及び活用の原則について定めています。

まちづくりを進めていくためには、様々な情報が必要であること、しかしその反面で、個々の持つ情報量や収集能力にはおのずと限界があることなどを踏まえ、第1項では、市民は、「まちづくりに必要なそれぞれが保有する情報を提供し合い、これを共有し、及び活用していくもの」としています。

次に第2項では、まちづくりに必要な情報の内、個人情報の取扱いについて定めています。通常、自治会などの団体が保有する個人情報は、個人情報保護法による保護の対象とはなりません。しかし、人にはだれも「プライバシー権」があり、個人情報は本人から直接収集する、収集した個人情報を収集目的以外に利用したり、外部に提供したりするときには本人の同意を得る、などの原則は、やはり、どのような場面においても尊重されなければなりません。

しかし、個人情報を大切に守ればそれでよいというわけでもありません。それを使うことで本人の福祉の増進につながる、あるいは、それを使わないことで本人の生命や財産に支障をきたすようなことがあることも知っておく必要があります。

条文は、こうした保護と活用の両面から、「個人情報の重要性について理解を深めるとともに、適正に取り扱う」としています。

最後に第3項では、市が、「市民がまちづくりに必要な市の保有する情報を入手しやすい環境づくりに努める」と定めています。これは、より多くの市民のもとにまちづくりに役立つ情報が届くように、情報提供の充実を図るということです。

【プライバシー権】

プライバシー権は、以前は、個人のプライバシーに関する情報が、不当に侵されない権利だと考えられていました。

しかし、現代の情報化社会では、現実的には自治体や企業などに無数の個人情報が集積されています。こうした個人情報が、本人の知らないところでやりとりされ、本人に不利益な使い方をされる恐れがあるため、どんな自己情報が集められているかを知り、不当に使われないよう関与する権利の必要性が提起されるようになりました。

現在、プライバシー権は、以前の概念に加えて、自己情報をコントロールする権利、自己情報の開示の決定をできる権利なども含まれると考えられています。

第5章 身近な地域におけるまちづくり

この条例では、住民生活に深い関わりを持つ小学校区や、又はそれよりも小さな自治会などの区域のことを、身近な地域と呼ぶこととしています。

この章では、こうした身近な地域におけるまちづくりについて、まちづくりへの参加(第10条)、地域課題の解決(第11条)、まちづくりの担い手の育成(第12条)、まちづくりへの支援(第13条)、まちづくりの拠点としての公民館(第14条)を定めています。



(まちづくりへの参加)

第10条 市民は、身近な地域の様々な活動に参加し、その地域におけるまちづくりを推進していくように努めるものとします。

この条では、市民のまちづくりへの参加について定めています。

市民一人ひとりが、暮らしに根ざした身近な地域の様々な活動に参加することが、まちづくりの推進につながることに鑑み、これに参加するように努めることとしています。こうした考え方は、「第4章 まちづくりの基本原則」でも示されていますが、この条例の中心に据えられているものです。

しかし、勤務形態などが多様化する現代では、休日なども変則的で、こうした活動に参加したくてもできない人が増えつつあります。身近な地域におけるまちづくりを進めていく上では、こうした人たちの存在や事情にも留意する必要があります。

(地域の課題の解決)

第11条 市民は、自らが主体となって身近な地域の課題を解決するように努めるもの
とします。

この条では、地域課題の解決について定めています。

身近な地域におけるまちづくりが進んでいくと、同時に、地域における様々な課題も
明らかになってきます。こうした課題の解消も、やはりまちづくりの一領域であり、こ
こでは、市民自らが主体となって、その解決に努めることとしています。

(まちづくりの担い手の育成)

第12条 市民は、身近な地域におけるまちづくりの担い手の育成に努めるものとし
ます。

この条では、まちづくりの担い手の育成について定めています。

この条例の第3章では、子どもを将来のまちづくりの担い手としていますが、ここで
いう「まちづくりの担い手」とは、身近な地域におけるまちづくりについて、一つは、
まちづくりの中心的な役割を担う指導者を育てること、そして、もう一つは、まちづく
りに参加する仲間を増やすという意味です。

身近な地域におけるまちづくりが、将来にわたり持続されることを念頭に、こうした
担い手の育成に努めることとしています。

(まちづくりへの支援)

第13条 市は、身近な地域におけるまちづくりに対して、必要に応じて支援します。
2 市は、前項の支援を行うに当たっては、地域の特性や環境、課題が異なることを踏
まえて、適切な方法によることとします。

この条では、まちづくりへの支援について定めています。

最初に第1項では、市は、身近な地域におけるまちづくりの活動のうち、公益性が高
い、あるいは、公共課題の解消につながると認められるものについて、その活動の充実
を図ることや、自立的な活動の定着を促すことなどを目的に支援を行うとしています。

次に第2項では、市がまちづくりへの支援を行う際には、それぞれの地域特性などを
踏まえ、適切な方法によることとしています。

(まちづくりの拠点としての公民館)

第14条 市は、公民館を、社会教育施設としての機能を踏まえ、身近な地域における
まちづくりの拠点として位置づけます。

この条では、公民館をまちづくりの拠点とすることについて定めています。

米子市には、小学校区ごとに公民館が設置されています。公民館は、社会教育法によって設置される社会教育施設ですが、本市の公民館は、そうした本来的な設置目的のほかにも、住民票や各種証明書の交付に係る取次ぎ事務、地区自治連合会や地区社会福祉協議会など地域に関わりの深い団体の事務など、市民生活に根ざした役割を担うとともに、様々な地域活動の拠点として、これまでも実質的に、身近な地域におけるまちづくりの拠点としての役割を果たしてきました。

これらの経過なども踏まえ、この条では、公民館を、あらためてこれからの身近な地域のまちづくりの拠点に位置づけることとしています。

【社会教育法】

第五章 公民館

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人(以下この章において「法人」という。)でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第22条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 1 定期講座を開設すること。
- 2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 4 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 5 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 6 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

第6章 市民のための市政運営

この章では、市民のための市政運営について、「第1節 市民代表の役割」、「第2節 職員の役割」、「第3節 市民のための市政運営」の三つの節を設けて定めています。



第1節 市民代表の役割

この節では、市民から直接選挙で選出される市長、議員という市民代表（これを、二元代表制といいます。）の役割について定めています。

市長は、市の代表であるとともに、政策を企画、立案及び実施する執行機関の代表でもあります。

また議会は、議決機関として、条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定などの権限があるほか、調査権などを行行使することで、執行機関が適正に市政運営を行っているかどうかを監視する役割を担っています。

【憲法】

第8章 地方自治

〔地方自治の本旨の確保〕

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

〔地方公共団体の機関〕

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

〔地方公共団体の権能〕

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

【地方自治法】

第6章 議会

第89条 普通地方公共団体に議会を置く。

第90条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件（省略）を議決しなければならない。

第101条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。

第7章 執行機関

第2節 普通地方公共団体の長

第139条 2 市町村に市町村長を置く。

第140条 普通地方公共団体の長の任期は、四年とする

第147条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

第148条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務（省略）を担任する。



（市長の役割）

第15条 市長は、その職務の責任の重さを自覚し、公平公正かつ誠実に市政を執行します。

2 市長は、市民の意見を尊重しながら、市民のための市政を執行します。

3 市長は、職員の個々の適性に留意し適切に配置することにより、職員及び組織の能力が最大限に発揮されるように努めます。

4 市長は、市政運営において、この条例の目的を達成するように努めます。

この条では、市長の役割について定めています。

市長は、市の代表であるとともに、執行機関の代表であり、市政運営において重要な

役割を担っています。

このことを踏まえ第 1 項では、「その職務の責任の重さを自覚し、公平公正かつ誠実に市政を執行する」ことを、第 2 項では、市民一人ひとりがまちづくりの主体であるという認識の下に、「市民からの多様な意見を尊重しながら、市民全体のための市政を執行する」ことを定めています。

また、第 3 項では、職員の採用、異動などの人事権を有する任命権者としての市長の責任において、「職員個々の適性などに留意し、適切に配置することにより、職員や組織の能力が最大限発揮されるように努めなければならない」ことを、そして、最後の第 4 項では、市の代表として、「市政運営において、この条例の目的を達成するように努める」ことを定めています。

【地方自治法】

第 154 条 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。

(議員の役割)

第 16 条 議員は、その職務の責任の重さを自覚し、公平公正かつ誠実に活動します。

- 2 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点に立ち、市民の意見を尊重しながら、市民のために活動します。
- 3 議員は、議員活動において、この条例の目的を達成するように努めます。

この条では、議員の役割について定めています。

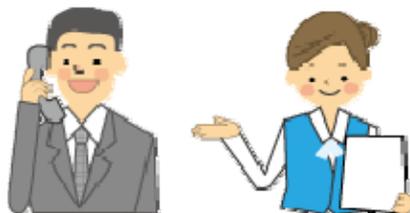
議員は、市長と同様に、その一人ひとりが市民から選挙によって選ばれた存在であり、市政運営の上で非常に大きな役割を担っています。

そうしたことを踏まえ第 1 項では、「その職務の責任の重さを自覚し、公平公正かつ誠実に活動する」ことを、第 2 項では、「地域課題や市民の多様な意見を把握し、市政全体の観点に立ち、市民からの意見を尊重しながら、市民のために活動する」ことを定めています。

そして、最後の第 3 項では、市民代表として、「議員活動において、この条例の目的を達成するように努める」ことを定めています。

第2節 職員の役割

この節では、市職員について定めています。



(職員の役割)

第17条 職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公平公正かつ誠実に職務を遂行し、市民から信頼されるように努めます。

2 職員は、職務を遂行する上で必要な能力を高めるように努めます。

この条では、職員の役割について定めています。

最初に第1項では、憲法(第15条第2項)の、「全体の奉仕者」という表現をそのまま引用しています。これは、職員が市民の自由と権利の保障を本務とすることに鑑み、一部ではなく、常に、市民全体の利益に配慮しなければならないという考え方です。法令を遵守すること、公平公正に、かつ、誠実に仕事をするすることで、市民からの信頼を獲得するように努めると定めています。

次の第2項では、職員の能力開発が、市民の福祉の増進に資することを踏まえ、仕事を行う上で必要となる知識や技術の修得などに努めることを定めています。

【憲法】

〔公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障〕

第15条 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

【地方自治法】

第172条 前11条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。

2 前項の職員は、普通地方公共団体の長がこれを任免する。

3 第一項の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

4 第一項の職員に関する任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定

めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。

【地方公務員法】

第6節 服務

(服務の根本基準)

第31条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

第3節 市民のための市政運営

この節では、市民のための市政運営について定めています。



(市政運営に当たっての原則)

第18条 市は、政策を決定し、及び遂行するに当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

2 市は、市民の福祉の増進を図ることを基本とした市政運営を行います。

3 市は、最小の経費で最大の効果を生み出す市政運営を行います。

4 市は、市政の透明性を高め、市政運営の方針を明確にし、総合的かつ計画的な市政運営を行います。

5 市は、市民の市政への参加を推進します。

6 市は、市民に対して公平公正かつ誠実に向き合います。

7 市は、市政に対する市民の意見を把握し、これを適切に市政に反映します。

この条では、市政運営に当たっての諸原則を定めています。

最初に第1項で、市は、「政策を決定し、遂行するに当たっては、この条例の趣旨を尊重する」としています。これは、この条例が、本市の自治のあり方(市民が主体となったまちづくり)を示すものであり、市政運営に深く関わることから、他の条例や行政計画などを定めるときは、この条例の考え方に沿うように配慮するという意味です。

次に第2項では、地方自治法の表現をそのまま用いて、市は、「市民の福祉の増進を

図ることを基本にする」と、その本来的な役割について確認的に定めています。

【地方自治法】

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

次に第3項では、同様に地方自治法（第2条第14項）の表現をそのまま用いて、市政運営においては、「最小の経費で最大の効果を得る」と確認的に定めています。

【地方自治法】

第2条

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない

次に第4項では、「市政の透明性を高め、市政運営の方針を明確にし、総合的かつ計画的な市政運営を行う」ことを定めています。

次の第5項では、「市民の市政への参加を促進する」こと、第6項では、「市民に対して公平公正かつ誠実に向き合う」こと、そして第7項では、「市民の意見を把握し、それを適切に市政に反映する」と定めています。

現実的には、市民の意見には様々なものがあり、その全てを市政に反映することはできません。ここでいう「適切に市政に反映する」とは、普段あまり意見を述べることのない市民層の意見なども広く把握し、市民総体の意見として市政に反映するという意味です。

(説明責任)

第19条 市は、市政について、市民にわかりやすく丁寧な説明に努めます。

この条では、政策決定の根拠などの市の説明責任について定めています。

市政は、市民生活に深く関わるもので、市は、それについて市民に対する説明責任を果たす必要があります。

その際には、ただ形式的にするのではなく、専門的な用語を極力使わないようにする、根拠となる資料を提供するなど、わかりやすく丁寧に説明するとしています。

(情報提供)

第20条 市は、市が保有する市政に関する情報が市民と共有され、及び活用されるように、情報の提供の充実に努めます。

この条では、市民への情報提供について定めています。

市は、「市が保有する市政に関する情報が市民と共有され、及び活用されるように」情報提供の充実に努めるとしてしています。

ここでいう情報提供とは、広報よなご、よなご市議会だより、市ホームページなどの、様々なメディアの活用や各種説明会の開催などの方法による市政に関する情報の提供のことです。

(情報公開)

第21条 市は、開かれた市政を実現するために、市が保有する市政に関する情報を適正に公開します。

2 市は、市民が情報公開制度を活用しやすい環境づくりに努めます。

この条では、情報公開について定めています。

ここでいう情報公開とは、前条の情報提供とは違い、市民からの求めに応じて市が特定の情報を開示するものです。本市では、米子市情報公開条例により情報公開制度を運用しているところですが、この条例には、市の公開義務として、市政に関する情報については原則公開とする方針が示されています。

第1項では、「適正に」という表現を用いて米子市情報公開条例の厳格な運用に対する考え方をあらためて確認するとともに、次の第2項では、市民にとって情報公開制度が、より使いやすいものとなるように、この制度に関する周知などを通じて、「市民が活用しやすい環境づくり」に努めるとしてしています。

(個人情報保護)

第22条 市は、市民に信頼される市政を実現するために、市が保有する個人情報を適切に保護します。

この条では、個人情報保護について定めています。

市は、業務に関わって膨大な個人情報を保有していますので、当然ながら、その取り扱いには十分な注意が払われる必要があり、個人情報保護条例の厳格な運用が求められています。

しかし、第4条にもあるとおり、個人情報を大切に守ればそれでよいというわけでは

なく、それを使うことで市民の福祉の増進につながる、あるいは、それを使わないことで市民の生命や財産に支障をきたすようなことがあるときには、臨機応変な対応が求められます。

個人情報については、こうした保護と活用の両面から、その重要性を理解する必要があります。

(行政手続)

第23条 市は、市政における公正の確保及び透明性の向上を図るため、市の事務に関する手続きを明らかにします。

この条では、行政手続について定めています。

行政手続とは、市が許認可や行政指導などを行う場合の手順のことで、本市では、行政手続条例を定め、こうした手順を明らかにしています。

例えば、市が公権力を行使して特定の者に対して、直接義務を課し、又はその権利を制限することを不利益処分といますが、行政手続条例には、不利益処分をするかどうか、どのような不利益処分とするかなどについて、判断するために必要となる処分基準を定めるとともに、これを公開すること、不利益処分をしようとする場合には、相手方に、意見を述べる機会を与えること、不利益処分をする場合には、相手方に、その理由を示さなければならないことなどが定められています。

(総合計画)

第24条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画(以下「総合計画」と言います。)を策定します。

2 市は、総合計画について、適宜、検討及び見直しを行います。

3 市長は、総合計画の達成状況のほか、前項の規定により検討及び見直しを行ったときは、その結果を公表します。

この条では、総合計画について定めています。

最初に第1項では、市は、「総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画を策定」するとしています。本市の総合計画は、基本構想と基本計画から成ります。

基本構想は、長期的な展望に立って、市の将来像を描き、その姿を実現していくためのまちづくりの基本目標と、それを実現していくための施策の概要を明らかにするもの、そして、基本計画は、基本構想の描く市の将来像やまちづくりの基本目標を受けて、それを現実のものとしていくために必要な施策や根幹的な事業の内容を定めるものです。

次の第2項では、基本構想と基本計画を適宜、検討及び見直すこと、そして、最後の第3項では、検討及び見直しの結果を公表することを定めています。

(財政運営)

第 25 条 市は、効率的かつ効果的な財源の活用に努め、健全な財政運営を図ります。

2 市長は、市の財政状況について、法令の定めるところにより公表するほか、市民に対し、わかりやすく説明します。

この条では、財政運営について定めています。

市政運営にはお金が必要です。この市政運営に必要なお金を調達し、支出するという観点から市の活動をとらえたのが財政運営です。

第 1 項では、市は、常に収支の均衡に配慮しつつ、「効率的かつ効果的な財源の活用に努め、健全な財政運営」を図るとしています。

次の第 2 項では、市の代表である市長は、「市の財政状況について、法令（地方自治法）の定めるところにより公表するほか、市民に対し、わかりやすく説明」と定めています。

【地方自治法】

(財政状況の公表等)

第 243 条の 3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

(組織)

第 26 条 市は、地域における様々な課題に対応することができ、かつ、市民にわかりやすい組織づくりに努めます。

2 市は、市政運営に当たっては、組織内で常に円滑な連携を図ります。

この条では、市の部や課など組織について定めています。

この条例づくりのワークショップなどでも、市の組織がわかりにくい、たて割の組織で内部の連携が不十分との意見が少なくなかったことから、最初の第 1 項では、市は、「地域における様々な課題に対応することができ、かつ、市民にわかりやすい組織づくり」に努めること、次の第 2 項では、「市政運営に当たっては、組織内で常に円滑な連携」を図ることを定めています。

(市民からの意見等への対応)

第 27 条 市は、市民からの意見、要望、相談等に対して、迅速かつ的確に対応します。

この条では、市民からの意見等への対応について定めています。

前条と同様に、この条例づくりのワークショップなどで多く寄せられた意見です。

市は、「市民からの意見、要望、相談等に対して、迅速かつ的確に対応」することを定めています。

(市民意見公募手続)

第28条 市は、政策の立案の課程における市政参加の機会の拡充並びに市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、基本的な事項を定める条例、計画等の制定又は改廃を行う場合は、市民に対し関係する情報を提供し、市民に意見を求めます。

この条では、市民意見公募手続について定めています。

市民意見公募手続は、一般的にパブリックコメントと言われる制度で、市が基本的な事項を定める条例や計画など(ただし、迅速又は緊急を要するもの、軽微と認められるもの、その策定又は改廃に関し、市の裁量の余地がないものなどを除きます。)を策定するときに、計画段階で公表することで、多様な市民の意見を市政に反映させる機会を確保し、政策形成過程における市政運営の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的に行うものです。

市民意見公募手続に付す情報は、「広報よなご」、市のホームページ、最寄りの公民館などで閲覧することができ、市の担当部署に書面や、ファクシミリ、電子メールなどを利用して意見を述べることができます。市民意見公募手続の情報提供は、特別な事情がない限り、最短でも1か月間実施されます。

(市民投票)

第29条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、市民投票を実施することができます。

2 前項の条例においては、事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票することができる者の要件その他市民投票の実施に関し必要な事項(以下、「市民投票の実施に必要な事項」といいます。)を定めます。

3 市は、市民投票を実施したときは、その結果を尊重します。

この条では、間接民主制を補完するものとして市民投票制度について定めています。

最初に第1項では、市民投票を、間接民主制の下、市長と議会が、より良い判断をするための材料を得るための方法と位置づけ、市が、直接的に市民の意思を確認し、市民が意思表示できる市民参加の方法として、「市政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、市民投票を実施することができる」としていません。

次に第2項では、前項の条例には、「事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、

投票することができる者の要件その他市民投票の実施に関し必要な事項」を定めるとしています。

最後に第 3 項では、市は、「市民投票を実施したときは、その投票結果を尊重する」としています。これは、市民投票の結果に必ず従うという規定を設けることは、憲法や地方自治法の規定に抵触する恐れがあるとされているためです。したがって、「市民投票の結果を尊重する」というのは、市民の代表である市長と議員が、投票結果を十分に考慮した上で、専門的な見地から、その責任に基づいて市としての意思を決定するということです。

(市民投票の請求及び発議)

第 30 条 市の議員及び長の選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から、市民投票の実施に必要な事項を定めた条例の制定を市長に請求することができます。

2 議員は、法令の定めるところにより、その定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て、市民投票の実施に必要な事項を定めた条例の制定を発議することができます。

この条では、法令(地方自治法)の規定による市民投票の請求及び発議について定めています。

最初に第 1 項では、市の議員及び長の選挙権を有する市民(満年齢 20 歳以上で日本国籍を有する市民)は、地方自治法の直接請求の規定(第 74 条第 1 項)に基づき、「その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から、市民投票の実施に必要な事項を定めた条例の請求」をすることができるものと定めています。

次に第 2 項では、同様に、地方自治法の規定(第 112 条)に基づき、議員も、「その定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て、市民投票の実施に必要な事項を定めた条例の制定を発議」できると定めています。

これらは、地方自治法で認められた権利を、市民投票に関し、確認的に規定したものです。

【地方自治法】

第五章 直接請求

第一節 条例の制定及び監査の請求

第 74 条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本編において「選挙権を有する者」という。)は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

第六節 会議

第 112 条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。

3 第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

第7章 国県等との連携及び協力

この章では、国県等との関係について、第31条(国及び県との連携及び協力)及び第32条(他の地方公共団体等との連携及び協力)について定めています。



(国及び県との連携及び協力)

第31条 市は、国及び県と対等の関係にあることを踏まえて、適切な役割分担の下、必要に応じ、連携し、協力していきます。

この条では、国や鳥取県との連携と協力について定めています。

本市が、行政主体として国や県と対等の関係にあることを確認するとともに、広域にわたる課題や本市だけでは解決が難しい課題などの解決に当たっては、適切な役割分担の下に、必要に応じて連携・協力するとしています。

(他の地方公共団体等との連携及び協力)

第32条 市は、広域的な課題に取り組むため、他の地方公共団体等と適切に連携し、協力していきます。

この条では、他の市町村などとの連携と協力について定めています。

市政を運営していくためには、国や鳥取県にとどまらず、他の市町村などとの連携が必要となることもあります。ここでは、市域を越えた広域的な共通課題の解消に取り組むために、適切に連携・協力していくと定めています。

第8章 見直し

この章では、条例の見直しについて定めています。



第33条 市は、必要に応じ、この条例を見直します。

2 前項の規定による見直しに当たっては、市民の意見を尊重します。

この条では、この条例の見直しについて定めています。

最初に第1項では、市が、社会情勢の変化など、必要に応じてこの条例の見直しを行うこと、次に第2項では、その際には、市民の意見を尊重することとしています。

米子市民自治基本条例（全文）

前文

私たちのまち米子は、大山の眺望・中海・日野川・皆生温泉・妻木晩田遺跡を始めとして、全国的にも誇ることのできる豊かな環境の中で、歴史・文化を育み、また、交通・経済の要衝として栄えてきました。私たちは、この米子を守り育ててきた先人たちの営みに感謝しながら、この素晴らしいまち米子を、子や孫の世代に引き継いでいく必要があります。

そのためには、私たち一人ひとりが、日常の暮らしの中で、まちづくりの主体であることを十分に自覚し、お互いに個人として認め合い、そして関わり合うことによって、お互いを支え合い、助け合っていくことが求められています。

今後も変わり続ける社会においては、しっかりと将来を見据え、市民と市がお互いの役割を果たしてまちづくりを進めていかなければなりません。

私たちは、一人ひとりが主体となったまちづくりを推進していくために、ここに米子市民自治基本条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民及び市がまちづくりを行っていく上での理念を定めることにより、市民が主体となったまちづくりを推進することを目的とします。

（市民と市との協働）

第2条 まちづくりの推進に当たっては、市民及び市は、適切に役割を分担するとともに、相互に責任を持ちながら、連携し、協力していくものとします。

第2章 市民の役割等

（市民の役割）

第3条 市民は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、お互いの自由と権利を尊重し、つながりを強め、支え合いながらまちづくりを進めるものとします。

2 市民は、まちづくりに関心を持つとともに、参加するように努めるものとします。

3 市民は、まちづくりに参加しないことによって、不利益を受けることはありません。

（市民の責任）

第4条 市民は、自らの自由と権利を濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うものとします。

2 市民は、まちづくりの推進に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

第3章 将来のまちづくりの担い手としての子ども

（子どもへの関わり）

第5条 市民は、子どもが次世代のまちづくりを担う宝であることに鑑み、その成長に関わっていくように努めるものとします。

(子どもの成長のための環境づくり)

第6条 市民は、子どもが健やかに育つための責任はまず家庭にあることを自覚し、すべての子どもたちが健やかに育っていくための環境づくりに努めるものとします。

2 市民及び市は、前項の環境づくりに当たっては、家庭、地域及び学校等の連携を大切にす
るものとします。

第4章 まちづくりの基本原則

(地域におけるまちづくりの原則)

第7条 市民は、地域における様々な活動に参加するように努めるものとします。

2 市は、必要に応じ、前項の活動に対し支援をします。

3 前項の規定により財政的な支援を受けた者は、適正にその資金を使用するとともに、その
用途について、市民に対し説明するように努めるものとします。

(市政への参加の原則)

第8条 市民は、まちづくりの主体であるとの自覚の下に、市政に参加するように努めるもの
とします。

2 市は、市民が市政に参加しやすい環境づくりに努めます。

(情報の共有及び活用の原則)

第9条 市民は、まちづくりに必要なそれぞれが保有する情報を提供し合い、これを共有し、
及び活用していくものとします。

2 市民は、個人情報の保護及び活用の重要性について理解し、これを適正に取り扱うもの
とします。

3 市は、市民がまちづくりに必要な情報を入手しやすい環境づくりに努めます。

第5章 身近な地域におけるまちづくり

(まちづくりへの参加)

第10条 市民は、身近な地域の様々な活動に参加し、その地域におけるまちづくりを推進し
ていくように努めるものとします。

(地域の課題の解決)

第11条 市民は、自らが主体となって身近な地域の課題を解決するように努めるものとし
ます。

(まちづくりの担い手の育成)

第12条 市民は、身近な地域におけるまちづくりの担い手の育成に努めるものとします。

(まちづくりへの支援)

第13条 市は、身近な地域におけるまちづくりに対し、必要に応じ支援をします。

2 市は、前項の支援を行うに当たっては、地域の特性や環境、課題が異なることを踏まえて、適切な方法によることとします。

(まちづくりの拠点としての公民館)

第14条 市は、公民館を、社会教育施設としての機能を踏まえ、身近な地域におけるまちづくりの拠点として位置づけます。

第6章 市民のための市政運営

第1節 市民代表の役割

(市長の役割)

第15条 市長は、その職務の責任の重さを自覚し、公平公正かつ誠実に市政を執行します。

2 市長は、市民の意見を尊重しながら、市民のための市政を執行します。

3 市長は、職員の個々の適性に留意し、適切に配置することにより、職員及び組織の能力が最大限に発揮されるように努めます。

4 市長は、市政運営において、この条例の目的を達成するように努めます。

(議員の役割)

第16条 議員は、その職務の責任の重さを自覚し、公平公正かつ誠実に活動します。

2 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点に立ち、市民の意見を尊重しながら、市民のために活動します。

3 議員は、議員活動において、この条例の目的を達成するように努めます。

第2節 職員の役割

第17条 職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公平公正かつ誠実に職務を遂行し、市民から信頼されるように努めます。

2 職員は、職務を遂行する上で必要な能力を高めるように努めます。

第3節 市民のための市政運営

(市政運営に当たっての原則)

第18条 市は、政策を決定し、及び遂行するに当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

2 市は、市民の福祉の増進を図ることを基本とした市政運営を行います。

3 市は、最小の経費で最大の効果を生み出す市政運営を行います。

4 市は、市政の透明性を高め、市政運営の方針を明確にし、総合的かつ計画的な市政運営を行います。

5 市は、市民の市政への参加を推進します。

6 市は、市民に対し公平公正かつ誠実に向き合います。

7 市は、市政に対する市民の意見を把握し、これを適切に市政に反映します。

(説明責任)

第19条 市は、市政について、市民に対し、わかりやすく丁寧な説明に努めます。

(情報提供)

第20条 市は、市が保有する市政に関する情報が市民と共有され、及び活用されるように、情報の提供の充実に努めます。

(情報公開)

第21条 市は、開かれた市政を実現するために、市が保有する市政に関する情報を適正に公開します。

2 市は、市民が情報公開制度を活用しやすい環境づくりに努めます。

(個人情報保護)

第22条 市は、市民に信頼される市政を実現するために、市が保有する個人情報を適正に保護します。

(行政手続)

第23条 市は、市政における公正の確保及び透明性の向上を図るために、市の事務に関する手続を明らかにします。

(総合計画)

第24条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画(以下「総合計画」と言います。)を策定します。

2 市は、総合計画について、適宜、検討及び見直しを行います。

3 市長は、総合計画の達成状況のほか、前項の規定により検討及び見直しを行ったときは、その結果を公表します。

(財政運営)

第25条 市は、効率的かつ効果的な財源の活用に努め、健全な財政運営を図ります。

2 市長は、市の財政状況について、法令の定めるところにより公表するほか、市民に対し、わかりやすく説明します。

(組織)

第26条 市は、地域における様々な課題に対応することができ、かつ、市民にわかりやすい組織づくりに努めます。

2 市は、市政運営に当たっては、組織内で常に円滑な連携を図ります。

(市民からの意見等への対応)

第27条 市は、市民からの意見、要望、苦情、相談等に対し、迅速かつ的確に対応します。

(市民意見公募手続)

第28条 市は、政策の立案の過程における市政参加の機会の拡充並びに市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、基本的な事項を定める条例、計画等の策定又は改廃を行う場合は、市民に対し関係する情報を提供し、市民の意見を求めます。

(市民投票)

第29条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとに、その都度、条例で定めるところにより、市民投票を実施することができます。

2 前項の条例においては、事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票することができる者の要件その他市民投票の実施に関し必要な事項(以下「市民投票の実施に必要な事項」といいます。)を定めます。

3 市は、市民投票を実施したときは、その結果を尊重します。

(市民投票の請求及び発議)

第30条 市の議員及び長の選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対し、市民投票の実施に必要な事項を定めた条例の制定を請求することができます。

2 議員は、法令の定めるところにより、その定数の12分の1以上の者の賛成を得て、市民投票の実施に必要な事項を定めた条例の制定を発議することができます。

第7章 国県等との連携及び協力

(国及び県との連携及び協力)

第31条 市は、国及び県と対等の関係にあることを踏まえて、適切な役割分担の下、必要に応じ、連携し、協力していきます。

(他の地方公共団体等との連携及び協力)

第32条 市は、広域的な課題に取り組むため、他の地方公共団体等と適切に連携し、協力していきます。

第8章 見直し

第33条 市は、必要に応じ、この条例を見直します。

2 前項の規定による見直しに当たっては、市民の意見を尊重します。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。





米子市企画部市民自治推進課（しみんじちすいしんか）

〒 683-8686

米子市加茂町 1 丁目 1 番地（本庁 4 階）

デンワ・0859-23-5371

ファクシミリ・0859-23-5354